

住みよい近代都市をめざし
着々とすすむ

市道の整備

道路の整備は、市の重点事業のひとつであり、市民の皆さんの日常生活の利便と安全の確保はもとより、産業の開発と発展、住みよい都市づくりの根本であります。

市では、昭和44年度から積極的に市道の整備に取り組んでおり、昭和43年度の舗装率は1.6%でしたが、50年度末で21.05%と、ここ7年間で驚異的なびを示しており、今後も、住みよい美しい近代都市をめざし、道路の整備事業を強く押すすめていく計画です。



<今年度は9路線の改良と27路線を舗装>

本市の市道は全部で830路線、総延長518.12キロメートルとなっておりますが、50年度までに約200路線100.1キロメートルの市道が立派な舗装道路に生まれ変わっています。舗装率は全体の21.05%となっております。

また、今年度は道路の改良、舗装工事費として3億2,247万8千円を計上。9路線の拡幅などの改良工事、そして27路線延長11,607mの舗装工事が着々とすすめられており、降雪期前の10

月末までは全部完成の予定となっております。

なお、今年度の舗装および改良工事路線名はつぎのとおりです。（※印は、完成済路線です。）

【舗装路線】

※北神明町2号線
※長根山1号線
※新町南2号線
※糸沢内池端線
※城西通学線

※上野住宅線
※豊町3号線
※小糸沢内線
※商人留線
※岩本線

※三浦橋崎線
※出川橋崎線
長木川谷地町後線
古川町鉄砲場線
清水区画4号線
有浦区画1号線
有浦区画6号線
桜町相染町線
二井田地区線

※御釣線
※東線
豊町4号線
古神明社線
観音堂線
中羽立線
芦田子線
横町線

【改良路線】

※鉄砲場1号線
※中山沢線
二井山小鳩ヶ沢線
二井山長森線

※下川原線
東線
鳴瀬線
沼館線

印鑑登録証の

申請手続きはお済みですか



市では、印鑑登録証書の交付手続を簡便化することにより、窓口業務を速くして効率的に行うために今年の4月1日から印鑑条例を改正しました。この改正により、印鑑登録証書の交付申請には、市長が交付する「印鑑登録証」を添えて申請するだけでよいことになりました。

すでに印鑑登録をしている方で、まだ登録証の交付を受けていない方および新たに印鑑登録される方に対して、市役所市民課、花矢支所、各出張所の窓口で登録証の交付を行っていますので、つぎにより早目に手続をしてください。

1 本人が印鑑登録証の交付申請をするときは、官公署の発行した免許証（自動車運転免許証を含む）許可証、身分証明書で本人の写真を添付し、割印したもの、又は本市に印鑑登録している方が登録印と本人であることを証した書類を提出したとき、又は本人の登録した印鑑で印鑑登録証の交付申請ができます。

2 代理人によって印鑑登録証の交付申請をするときは代理権授与・通知書に本人の登録印と代理人の押印が必要です。

3 すでに印鑑登録している方で昭和53年3月31日までに印鑑登録証の交付申請がないときは、印鑑登録票は除票になります。以後は新たに登録手続が必要です。

4 印鑑登録証交付手数料は50円です。

5 昭和51年4月1日以後1回にかぎり今までの方法で印鑑登録証明書の交付申請ができます。

6 印鑑登録に関する諸用紙は窓口にそなえています。

人事異動

(8月1日付・課長補佐以上)

○ 内は前職

土木課長 伊藤清治（職員課長）
市民課長 伊藤一雄（土木課長）
職員課長 石戸谷寅郎（職員課参事）
職員課参事 田村 晃（企画室参事）
企画室参事 梅村 長（厚生課参事）
清掃課参事 大川修一（花矢支所参事）
企画室参事 佐藤賢次（企画室長補佐）
市民課参事 高橋光男（市民課長補佐）
企画室参事 西村正三（清掃課長補佐）
財政課長補佐三浦正孝（監査事務局次長）
厚生課長補佐沼田 実（議会事務局次長）
花矢支所長補佐柳原正雄（収納課長補佐）
監査事務局次長田山 匠（財政課長補佐）
収納課長補佐田村金一（収納課長補佐第二係長）

老人ホーム所長補佐

藤盛健吉（市民課市民係長）

出納室長補佐小池 繁（出納室出納係長）
企画室長補佐丸川公昭（農林課林務係長）
議会事務局次長桜庭栄次郎（議会事務局議事係長）

農業委員会事務局次長

明石幸蔵（上川沿出張所長）

教委・学校教育課長補佐

田畠準吉（学教課学事係長）

教委・社会教育課長補佐

佐藤博信（社教課社教係長）

市病・放射線科技術師長

三浦久美（放射線科主任技師）

今月は

国民健康保険税第2期
の納期です

柄沢地区に 生活総合センターが完成

柄沢地区に生活総合センターが完成しました。

これは、同地区42戸の兼業農家の人たちが総工費約500万円（うち県と市の補助155万円）で今年5月から建設していたもので、12畳の和室と大広間に広い厨房のある総面積129.6平方メートルの木造平家建てとなっています。

同地区は市街地に接続した農村集落で、農家のほとんどが勤めていることから、農業生産のなかで婦人労働の占める割合が高く、教養、娯楽にあてる生活時間が不足しているばかりか、労働過重による

健康障害も心配されていました。

同センターは衛生知識の習得と定期健康診断、それに料理講習会などの場として利用され、地区民の健康管理と食生活の向上、さらには農作業及び家事労働を合理化して婦人労働の軽減を図ることになったものです。



国保情報 No. 17

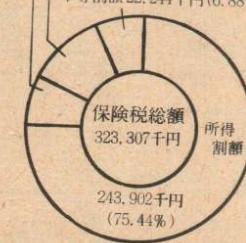
昭和50年度国保事業のあらまし (その2)

◆国民健康保険税の賦課状況

国保の経理および加入状況については先月号でお知らせましたが、今回は、保険税の賦課状況についてお知らせします。

保険税は所得割、資産割、均等割、平等割の合計額で賦課され、その税率は所得割が4.5%、資産割が2.5%で、均等割が1,600円、平等割が3,200円となっており、賦課限度額は12万円です。

資産割額22,761千円(7.04%)
均等割額34,400千円(10.64%)
平等割額22,244千円(6.88%)



また、保険税一世帯当りの平均負担額は3,708.9円で、これは県内9市で最も低く、全県89市町村で3番目の低負担となっています。

次に負担額を段階別にみた世帯数とその割合は、つぎのとおりです。

(保険税額)	(世帯数)	(割合)
2,000円まで	604	7.0%
2,000円を超える	833	9.7%
5,000円〃	658	7.6%
10,000円〃	1,207	14.0%
20,000円〃	1,126	13.0%
30,000円〃	1,105	12.9%
40,000円〃	734	8.5%
50,000円〃	539	6.2%
60,000円〃	445	5.2%
70,000円〃	293	3.4%
80,000円〃	240	2.8%
90,000円〃	188	2.2%
100,000円〃	103	1.2%
110,000円〃	76	0.8%
120,000円(限度額)	476	5.5%